

## 大阪薬科大学利益相反マネジメント規程

(目的)

**第 1 条** この規程は、大阪薬科大学（以下「本学」という。）における利益相反を適切に管理するために必要な事項を定め、本学の社会的信頼を確保するとともに、職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- (2) 「産学官連携活動」とは、共同研究、受託研究、奨学寄付金受入れ、委員受任等をいう。
- (3) 「厚生労働科学研究等」とは、厚生労働科学研究費補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究費に係る研究活動をいう。
- (4) 「職員等」とは、本学に勤務する職員及び第 6 条に規定する利益相反管理委員会が指定する者をいう。

(利益相反マネジメントの対象事象)

**第 3 条** 利益相反マネジメントの対象となる事象は、職員等が産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員等が企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
  - (2) 職員等が企業等から一定額以上の物品、サービス等の購入に関与する場合
  - (3) 職員等が企業等から何らかの便益を供与される場合
  - (4) 職員等が企業等の一定比率以上の株式等（出資金、ストックオプション等を含む。）を保有する場合
  - (5) その他第 6 条に規定する利益相反管理委員会を対象とすることを認める場合
- 2 職員等と生計を一にする配偶者又は一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

**第 4 条** 産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行う上で生じる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 職員等が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（個人としての狭義の利益相反）
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（大学（組織）としての狭義の利益相反）
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、職員等が本学以外の活動を優先させて本学における教育及び研究がおろそかになっていると客観的に判断されることのないようにすること（責務相反）

(職員等の義務)

**第 5 条** 職員等は、産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行うにあたり、利益相反の疑

念を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

- 2 職員等は、厚生労働科学研究等の補助金申請を行おうとするときは、次条に規定する利益相反管理委員会に対して、所定の様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 3 職員等は、産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行っている場合には、年度毎に又は新しく申告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に、次条に規定する利益相反管理委員会に対して、所定の様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。
- 4 職員等は、前3項に定めるものの他、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(利益相反管理委員会)

**第 6 条** 本学に利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、大阪薬科大学利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関することは、別に定める大阪薬科大学利益相反管理委員会規程による。  
(相談、審査、勧告等)

**第 7 条** 職員等は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行う。

- 2 委員会は、第5条第2項又は第3項に規定する自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、職員等にヒアリングすることができる。
- 3 委員会は、当該審査に基づき、利益相反マネジメントに関する措置について、学長に対して文書をもって意見を述べる。
- 4 学長は、当該意見に基づき利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、自己申告を行った職員等に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言、勧告等を行う。
- 5 当該職員等は、前項に規定する助言又は勧告を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。

(異議申立)

**第 8 条** 職員等は、本学の見解、助言又は勧告等に異議がある場合には、学長に対して異議を申立てることができる。

- 2 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前項の異議申立を学長が受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申立に関する審議を行い、その結果を学長に対して文書をもって報告する。
- 3 学長は、当該審議結果に基づき当該異議申立に対する決定を行い、その決定について当該職員等に通知する。

(大学としての利益相反への対応)

**第 9 条** 職員等は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

- 2 前項に規定する問題提起は臨床教育・研究支援課において受け付け、委員長に問題提起の内容を報告する。

- 3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。
- 4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

(関係書類の保存)

**第10条** 職員等及び本学は、利益相反に関する書類を5年間保存しなければならない。

(個人情報等の保護)

**第11条** 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報は、適切に保管・管理する。

- 2 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、正当な理由なく、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。当該業務を退いた後も同様とする。

(説明責任)

**第12条** 本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

- 2 本学は、学外への情報公開に当たって、その個人情報の保護に留意する。

(研修の実施)

**第13条** 本学は、職員等に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努める。

(事務)

**第14条** 利益相反マネジメントに関する事務は、臨床教育・研究支援課において行う。

(その他)

**第15条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

**第16条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成28年3月7日から施行する。(平成28年3月7日 学長承認)